

第 10 回総会議事録

(令和6年4月25日開催)

横浜市南西部農業委員会

横浜市南西部農業委員会 第10回総会 議事録	
日 時	令和6年4月25日(木曜日) 14時00分～15時20分
開催場所	戸塚区役所 8階大会議室A
出席者の状況	総農業委員数 13名 出席農業委員数 12名 (農業委員12名・農地利用最適化推進委11名) 欠席農業委員数 1名(別添出欠状況表のとおり)
開催形態	公開(傍聴者 0名)
議 題	<p>1 議案</p> <p>第1号議案 顧問の委嘱及び解嘱について</p> <p>第2号議案 事務局職員の任命及び解任について</p> <p>第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第4号議案 農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について</p> <p>第5号議案 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について</p> <p>第6号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について</p> <p>第7号議案 買い取らない旨の通知をした生産緑地地区のあっせんの協力について</p> <p>第8号議案 特定農地貸付けの承認について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出受理について</p> <p>第4号 農地の転用事実に関する照会の回答について</p> <p>第5号 農業経営改善計画の認定について</p> <p>第6号 都市農地における耕作の事業に関する計画変更の認定について</p> <p>第7号 営農型発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況報告について</p> <p>第8号 農地造成工事の取下げについて</p> <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜都市農業推進プランについて ・横浜みどりアップ計画について

・中田町の違反確認の報告	
審議結果	<p>第 1 号議案 承認</p> <p>第 2 号議案 承認</p> <p>第 3 号議案 1 号 保留</p> <p>第 4 号議案 1 号 承認 2 号 承認</p> <p>第 5 号議案 61 号 承認 62 号 承認 63 号 承認 64 号 承認 65 号 承認 66 号 承認 67 号 承認 1 号 承認 2 号 承認 3 号 承認 4 号 保留</p> <p>第 6 号議案 1 号 承認</p> <p>第 7 号議案 瀬谷 3 承認</p> <p>第 8 号議案 1 号 承認 2 号 承認</p>
議 事	
事務局	<p>(開会 14 時 00 分)</p> <p>農業委員会会議規則により北村会長が欠席のため矢島職務代理が議長になる。</p> <p>出席委員数報告。</p>
議長	<p>第 10 回の総会にお集まりいただき、ありがとうございます。事務局から報告がありましたとおり、現在出席委員数は 12 名です。よって総会は成立しておりますので、ただいまより第 10 回総会を開会いたします。議事録署名人は、石井勝則委員と奥村委員にお願いします。</p>

議長 それでは議題に入らせていただきます。

第1号議案「顧問の委嘱及び解嘱について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局 <第1号議案を説明>

令和6年度区長人事異動に伴う顧問の解嘱・委嘱
対象：磯子区長・金沢区長・戸塚区長・栄区長
解嘱：令和6年3月31日
委嘱：令和6年4月1日

議長 御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第1号議案について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員 (総員挙手)

議長 総員挙手と認め、第1号議案については、承認と決定します。

議長 次に、第2号議案「事務局職員の任命及び解任について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局 <第2号議案を説明>

令和6年度事務局職員の異動に伴う任免
解任：2名（令和6年3月31日・令和6年4月10日）
任命：2名（令和6年4月11日）

議長 御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第2号議案について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員 (総員挙手)

議長 総員挙手と認め、第2号議案については、承認と決定します。

議長 次に、第3号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局 <第3号議案第1号を朗読>

現時点で私道の所有者の通行承諾が得られておらず、現在交渉中という状況になっております。私道の通行承諾を得られない状況は農地転用の許可要件を満たしておりませんので、今月総会では審議保留とさせていただいて、来月総会に改めての御審議を考えております。

議長 御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第3号議案第1号について、保留とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員 (総員挙手)

議長 総員挙手と認め、第3号議案第1号については、保留と決定します。

議長	次に、第4号議案「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 石井勝委員	<p data-bbox="443 255 820 288"><第4号議案第1号を朗読></p> <p data-bbox="443 304 1412 479">相鉄いずみ野駅から南西へ約500mの農振白地3筆です。養豚業を営んでいる土地所有者が昭和37年から住宅敷地及び豚舎への通路として利用し続けており、現在に至ります。農地性はありません。御審議をお願いします。</p>
議長	<p data-bbox="443 495 1129 528">御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p> <p data-bbox="443 544 1412 622">第4号議案第1号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第4号議案第1号については、承認と決定します。
議長 事務局 石井勝則委員 清水推進委員	<p data-bbox="443 781 1398 815">次に第4号議案第2号を審議します。事務局から説明をお願いします。</p> <p data-bbox="443 831 820 864"><第4号議案第2号を朗読></p> <p data-bbox="443 880 1158 913">議案の詳細については清水推進委員から説明します。</p> <p data-bbox="443 929 1412 1055">相鉄ゆめが丘駅から東へ約300mの農振白地1筆です。約25年前に墓地の改修を行った際に越境していることに気付かず施工し現在に至ります。農地性はありません。ご審議をお願いします。</p>
議長	<p data-bbox="443 1070 1129 1104">御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p> <p data-bbox="443 1120 1412 1198">第4号議案第2号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第4議案第2号については、承認と決定します。
議長 事務局	<p data-bbox="443 1357 1412 1485">次に第5号議案「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を審議します。第61号から第64号を一括審議します。事務局から説明をお願いします。</p> <p data-bbox="443 1500 1235 1534"><第5号議案第61号、第62号、第63号、第64号を朗読></p> <p data-bbox="443 1550 1412 2056">なお、第61号の補足説明ですが、瀬谷町の農地につきましては、土地区画整理事業の対象地となっております。令和5年12月10日より仮換地の効力が発生しており、同年12月11日より順次工事が開始されている状況です。仮換地の指定によって、仮換地指定通知に記載の仮換地の指定の効力発生の日から従前の土地の使用収益権に関しては仮換地処分されています。仮換地指定通知では法令上、この日から従前の土地は使用できないため、当該農地については効力が発生した日から耕作等ができない状況となっております。つきましては、今後仮換地指定を受けている農地が、このように3年毎の申請に来た場合には地権者に仮換地指定通知書を提出してもらい、地権者の非によらず耕作できる状況ではないことを確認させていただき、申請の添付書類として保存していこうと考えております。</p>

金子委員	議案の詳細については小川推進委員、廣瀬委員、石井豊委員から説明します。
小川推進委員	第 61 号について、下瀬谷中学校から南西に約 350mの生産緑地 1 筆で、露地野菜および果樹を栽培しており、肥培管理は良好でした。
廣瀬委員	上瀬谷小学校から南東に約 300mの農用地 1 筆ですが、現在仮換地となっており耕作はできません。従前はブドウや柿の栽培を熱心にされておりました。
石井豊委員	上飯田町の松並交差点から南西に 250mの振興白地 1 筆の計 3 筆で、カキが植えてあり、肥培管理は良好でした。御審議をお願いします。
和田推進委員	第 62 号について相鉄ゆめが丘駅から南西に約 650mの調整白地 5 筆です。ナシとカキの果樹を栽培しており特定貸付農地となっております。肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
石井豊委員	第 63 号について、飯田北いちょう小学校から北西へ約 300mの農振白地 2 筆です。カキ、クリ等の果樹及びジャガイモ、ラッキョウ等の露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
門倉推進委員	第 64 号について、相鉄弥生台駅から東へ 900mの調整白地 10 筆です。サトイモやウメなどの露地野菜、果樹を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長 宮森委員	御質問はありませんか。 仮換地という減歩で面積は変わってくると思うのですが、議案書には従前地の面積しか載っていないのでどうなったのでしょうか。
事務局	上瀬谷地区の区画整理については、区分ごとに減歩がポイント制で変わってくる聞いております。この圃場がどのクラスに入るか未確認でございしますが、農地については 100%換地される場所もあると聞いています。都市的土地活用をする所は減歩率が高くなるという話で、かなり広範囲の事業ですので、今後機会があれば確認していきたいと思っております。
議長	他に御質問はありませんか。なければ採決を行います。
委員 議長	第 5 号議案第 61 号、第 62 号、第 63 号、第 64 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。 (総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 5 号議案第 61 号、第 62 号、第 63 号、第 64 号については、承認と決定します。
議長	次に第 5 号議案第 65 号から第 1 号を一括審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 矢島委員	<第 5 号議案第 65 号、第 66 号、第 67 号、第 1 号を朗読> 議案の詳細については角田推進委員から説明します。
角田推進委員	第 65 号について東上郷第三公園から西へ約 280mの生産緑地計 9 筆 3 団地です。ナシ及びブドウの果樹を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。

角田推進委員	第 66 号について尾月第二公園から北東へ約 330mの生産緑地 5 筆、東上郷第三公園から南東へ約 220mの生産緑地 1 筆、桂台小学校から南西へ約 350mの調整白地 3 筆の計 9 筆 3 団地です。ブドウやカキ等の果樹を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
宮森委員	第 67 号について、野庭町は小山台中学校の東に隣接した農用地 3 筆と農業振興地域 2 筆です。タマネギ、サトイモ等の露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。
角田推進委員	小菅ヶ谷三丁目は、本郷台小学校から東へ約 100mの生産緑地 3 筆です。イチゴを栽培しており肥培管理は良好でした。
根本委員	議案の詳細については鈴木勇次推進委員から説明します。
鈴木勇次推進委員	第 1 号について、釜利谷小学校から南へ約 160m の生産緑地 1 筆及び釜利谷柿の木公園から南へ約 250mの生産緑地 7 筆の計 8 筆 2 団地です。タマネギ等の露地野菜及びトマトを施設にて栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第 5 号議案第 65 号、第 66 号、第 67 号、第 1 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 5 号議案第 65 号、第 66 号、第 67 号、第 1 号については、承認と決定します。
議長	次に第 5 号議案第 2 号から第 4 号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第 5 号議案第 2 号から第 4 号を朗読> 第 4 号については、申請者の申出により今月審議は行わず、来月に審議いたしますので保留とさせていただきます。
金子委員	議案の詳細については相澤推進委員から説明します。
相澤推進委員	第 2 号について三ツ境小学校から東へ約 350mの生産緑地 4 筆 1 団地です。サトイモやネギなどの露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
森委員	議案の詳細については門倉推進委員から説明します。
門倉推進委員	新橋小学校から南東へ約 350mの調整白地 12 筆です。エダマメやブロッコリーなどの露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第 5 号議案第 2 号、第 3 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 5 号議案第 2 号、第 3 号については、承認と決定します。

議長	次に第6号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 石井勝則委員	<p><第6号議案第1号を朗読></p> <p>中和田小学校から南へ約150mの生産緑地2筆です。主に露地野菜や果樹を栽培していましたが、令和3年7月に病気で入院。その後は家族に耕作の指示をして管理していましたが、令和3年12月に亡くなりました。御審議をお願いします。</p>
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
委員 議長	<p>第6号議案第1号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p> <p>(総員挙手)</p> <p>総員挙手と認め、第6号議案第1号については、承認と決定します。</p>
議長 事務局	<p>次に第7号議案「買い取らない旨の通知をした生産緑地地区のあっせんの協力について」を審議します。事務局から説明をお願いします。</p> <p><第7号議案 瀬谷3を朗読></p> <p>買い取り希望者がいましたら、令和6年5月7日火曜日までに事務局に連絡をお願いします。なお、希望者がいない場合は希望者なしとして、市長あて回答します。</p>
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
委員 議長	<p>第7号議案瀬谷3について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p> <p>(総員挙手)</p> <p>総員挙手と認め、第7号議案瀬谷3については、承認と決定します。</p>
議長 事務局 根本委員 鈴木勇次推進委員	<p>次に第8号議案「特定農地貸付けの承認について」を審議します。事務局から説明をお願いします。</p> <p><第8号議案第1号を朗読></p> <p>議案の詳細については鈴木勇次推進委員から説明します。</p> <p>朝比奈インターチェンジから南東へ約740mの調整白地3筆です。1区画33㎡を6区画作るもので、管理は開設者本人が行います。御審議をお願いします。</p>
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
委員 議長	<p>第8号議案第1号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p> <p>(総員挙手)</p> <p>総員挙手と認め、第8号議案第1号については、承認と決定します。</p>
議長	次に第8号議案第2号を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局 森委員	<p><第8号議案第2号を朗読></p> <p>中田東小学校の東側に隣接する生産緑地2筆です。1区画39㎡を7区画、48㎡を9区画作るものです。管理は開設者本人及びその家族が行います。御審議をお願いします。</p>
奥村委員	<p>1号議案の時には気づかなかったのですが、2号の中田東と比べますと年間の貸付賃料が朝比奈が3万6千円で中田東が1万円となっています。面積も中田東の方がかなり広いということですが、この違いというのはどういう所からきているのでしょうか。</p>
事務局	<p>事務局としては、価格設定の根拠までは確認しておりません。価格設定につきましては、各開設者にお任せしているところです。若干、地域の状況ですとか設備の状況などで、価格が変わってくると聞いております。例えば水道の有無であったり、道具を用意している、していないといったところで価格の違いが出てくるようです。開設者も細かくマーケティングを行っているようではないようです。</p>
根本委員	<p>生産緑地で市民農園を開設するにあたって、要件があったと思うのですが、その要件を教えていただけないでしょうか。生産緑地は筆の中に一部自分で耕作する場所があったと思うのですが、それ以外に一定期間耕作しないといけないなどがなかったでしょうか。</p>
事務局	<p>特定農地貸付の件について御質問をいただきました。生産緑地で市民農園を開設する場合は、一部自作もしくは自作しないまでも、貸している農園の管理を1割以上していることが必要です。具体的には書いていませんが、全く関与せずに市民農園等を開設することはできず、見回りであったり、利用者への指導も含めて農地の管理をしていくよう定められていると聞いております。</p>
根本委員	<p>要件さえあれば開設できるということですね。</p>
事務局 議長	<p>そうです。ちなみに、こちらについては納税猶予はついておりません。他に御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p>
委員 議長	<p>第8号議案第2号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p> <p>(総員挙手)</p> <p>総員挙手と認め、第8号議案第2号については、承認と決定します。</p>
議長 事務局 議長	<p>次に、議案書の報告事項について事務局から説明をお願いします。</p> <p><報告事項第1号から第8号まで一括で報告></p> <p>報告事項について、御意見等がありましたらお願いします。</p> <p>御意見等がないようでしたら、その他情報提供・事務連絡を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p><横浜都市農業推進プランについて></p> <p><横浜みどりアップ計画について></p> <p><中田町の違反確認の報告></p>

議長

以上で、すべての事項を確認しました。全体を通して、御意見・御質問はありますでしょうか。

御意見がないようでしたら、これをもちまして第 10 回総会を閉会いたします。

(閉会 15 時 20 分)

令和6年4月25日開催 第10回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	北村 豁	会長	欠席	議長
2	矢島 寛	会長職務代理者	出席	
3	森 雅 則		出席	
4	田中 豊		出席	
5	石井 勝		出席	
6	金子 秀喜	連合会理事	出席	
7	石井 勝 則		出席	議事録署名人
8	奥村 玄		出席	議事録署名人
9	石井 豊		出席	
10	根本 和正	連合会理事	出席	
11	宮森 和之		出席	
12	鈴木 宏	連合会理事	出席	
13	廣瀬 豊		出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	小宮 藤 正		出席	
2	清水 昭 男	連合会理事	出席	
3	大山 明 裕		出席	
4	門倉 和 美		出席	
5	田邊 実		出席	
6	角田 雅 久		出席	
7	和田 新 治		出席	
8	鈴木 勇 次	連合会理事	出席	
9	宮川 正		出席	
10	相澤 藤 雄		欠席	
11	小川 正 寿		出席	

会議に出席した関係者の氏名：澤田所長、小高係長、石井技術職員、吉田技術職員、鈴木事務職員
 栗林事務職員、幡野事務職員、山根事務職員
 農政推進担当